



鹿児島県教職員組合（鹿教組）という組織があることは、みなさんご存じだと思います。でも、「一体どんなところなの？」と wondering いらっしゃる方もいるのではないのでしょうか。今回は、私たち「組合」について、ちょっとご説明させて下さい。お手間はとらせませんから。コーヒーでも飲みながら、読んで下さい。

こんにちは 鹿教組です



組合は **交渉** をすることができます。

学校では、常に様々な教育活動が行われ、行事予定や計画が提案されます。そのときに、管理職の提案内容に納得がいけないことはありませんか。また、管理職（あるいは教育委員会）が一方的な押しつけをしていることはありませんか。そんなとき、あなたはどのようにしていますか？

組合では、主に次のような視点で、学校での教育活動を見つめ、管理職（あるいは教育委員会）と「交渉」をしています。

- 子どもたちのためになるか。
- 弱い立場に置かれている子ども・保護者・教職員への配慮があるか。
- 多忙化を生むだけの意味のないことではないか。
- 勤務時間の変更や延長に関わる内容ではないか。 など



学校では、 **学校分会** と **校長先生**
 市町村では、 **地区協議会** と **市町村教育委員会**
 地区では、 **支部** と **教育事務所**
 県では、 **鹿教組本部** と **県教育委員会** の各級で交渉をしています。

職員団体（組合）の交渉権は、地方公務員法の第55条で、右のように保障されています。

- ① 地方公共団体の当局と交渉できる。また、当局はその申し入れに応じなければならない。
- ② 当局と書面などで取り決めを交わすことができる。
- ③ 当局もその取り決めを守らなければならない。

期限付教職員の社会保険 2014 年度末より継続になりました。

期限付教職員の方は、年度末に採用の空白期間があり、社会保険が継続していませんでした。そのため、厚生年金が途切れるほか、年度末・年度はじめに健康保険証がない期間があり、「自分自身や家族が病気になっても病院へ行きにくい（行くことができない）」などの不安の声が多くありました。また、保険証の交付が遅れ、4 月末や5 月はじめになることもありました。

鹿教組はこの課題について、長年、県教委と交渉し、年金機構の考え方や他県の動向についても根気よく説明してきました。その結果、期限付教職員の社会保険が継続できるようになりました。

社会保険が継続できるのは・・・

任用の空白期間が 14 日までの場合で、同一の教育事務所管内（地区内）の学校で任用されたとき。（県立学校の場合は、同じ学校に任用されたとき。）

鹿教組は、教育事務所（地区）が異なる場合の任用や、別の県立学校で任用された場合についても、同じように社会保険が継続できるよう、引き続き交渉を行っています。また、現段階では、教育事務所（地区）や学校が変わる場合にも、迅速な保険証発行手続きを行うように求めています。

鹿教組期限付教職員部

鹿教組には期限付教職員・非常勤教職員の方も、加入することができます。期限付教職員や非常勤教職員の方々が、学校で働く中で感じる悩みや困りごとについて出し合い、解決できるように活動しています。今回の社会保険の継続化も、集まって語り合う中で出されたことが出発点です。



一緒にやりましょう！あなたも鹿教組に

加 入 届

私は鹿児島県教職員組合に加入します。

20 年 月 日

学校名	学 校	職 名	
な 名 ま 前			印
生年月日	年 月 日（満 歳）	性別	男 ・ 女
住 所			

加入に立ち会った組合員